

西島病院 面会規程

1. 目的

本規程は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持、並びに円滑な退院支援のため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定め、患者および院内の安全を確保することを目的とする。

2. 面会時間

面会時間は原則として次の時間帯とする。

- (1) 月曜日～土曜日 13 時 00 分～16 時 00 分（祝祭日を除く）とする。ただし年末年始やゴールデンウィーク等の長期休日期間については、別途面会日を設定し、患者および家族へ事前に通知を行う。
- (2) 面会は1回 30 分以内とする。
- (3) 3 階に関しては、事前予約制とする。

3. 面会人数および回数

- (1) 面会人数は、1 患者につき 1 回 3 名までとする。
- (2) 1 日に面会できる回数は 1 患者につき 1 回を上限とする。複数の面会者グループによる複数回の面会は不可とする。

4. 面会者

面会者は、原則として中学生以上の家族またはキーパーソンとする。面会者は当院が定める感染対策を遵守するものとする。

ただし、以下の条件に当てはまる場合は面会を禁止とする。

- (1) 面会者に発熱（37.5℃以上）、咳、下痢等の症状がある場合
- (2) 面会者が感染症に罹患している場合及び感染の可能性がある場合（過去 1 週間以内に感染症患者との接触がある、同居家族が感染症に罹患している場合等）
- (3) その他、当院職員が面会を控える必要があると判断した場合

5. 面会場所

面会場所は、原則として病室及び病棟談話室とする。入院病棟の外に出ることは禁止とする。

6. 禁止事項

面会中は以下の行為を禁止する。

- (1) 病棟内での飲食
- (2) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- (3) 無断での病室移動や他患者の病室、ナースステーション等への立ち入り
- (4) 他の患者等への無断の写真撮影、音声録音および SNS 等への投稿
- (5) 医療機器への接触や操作
- (6) 生花、刃物等の持込み
- (7) 当院職員の指示に従わない行為

7. 面会制限

次の場合には、面会を制限することがある。ただし、面会制限を行う場合は最小限の制限とする。

- (1) 患者の症状または病状等により、医療上面会が適当でないと主治医または病院が判断した場合
- (2) 院内または地域において感染症の流行が認められた場合

8. 面会の特例

病状説明、手術前後、終末期等、主治医または病院が認めた場合は、上記面会事項の特例とする場合がある。

本規程は 2026 年 8 月 1 日より施行する。

第 1 版 2026.6.1 制定

第 2 版 2026.8.1 改訂（面会日時の拡大）

医療法人社団 親和会 西島病院 感染対策委員会